

議案第 4 5 号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更に関して次のとおり認可することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の認可（平成 2 8 年 3 月 2 5 日議決）の一部を次のように変更する。

認可する料金の上限の表中

「

教室	1 日	3 1 , 5 0 0 円
----	-----	---------------

」

を

「

上記以外の大学施設	1 日	3 3 , 6 0 0 円
-----------	-----	---------------

」

に、

「

地学実験費	1 件	2 5 , 0 0 0 円
-------	-----	---------------

」

を

「

理科実験・実習費	1件	25,000円
----------	----	---------

」

に改める。

